



長野県報

7月10日(月)
平成18年
(2006年)
第1776号

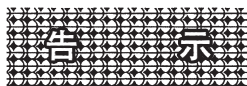
目次

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉チーム)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路チーム)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路チーム)	3
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者からの代表者の氏名の変更の届出(東北信運転免許センター)	3
平成18年8月6日執行予定の長野県知事選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間(選挙管理委員会)	4
昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会)	4

公告

消防法に基づく講習(消防チーム)	5
一般競争入札(危機管理防災チーム)	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(土地・景観チーム)	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(NPO推進チーム)	6
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(2件)(水と土・郷づくりチーム)	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策チーム)	7
特定調達契約に係る一般競争入札(県立病院チーム)	8
一般競争入札(7件)(高校教育チーム)	9



長野県告示第373号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成18年7月10日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
桜ハウス玉川訪問介護事業所	長野県茅野市玉川3043番地1	平成18年7月1日

(2) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
いけだデイサービスセンター小島館	長野県北安曇郡池田町大字池田2128番地3	平成18年7月1日
ケアセンターふれあいの里	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪14432番地-1	"/"
国分の家	長野県上田市国分1073-1	"/"
健康道場さくら	長野県上田市材木町2丁目12番1	"/"
サンシャインあてら	長野県木曾郡大桑村大字野尻931-1	"/"

(3) 通所リハビリテーション

事業所の名称	所在地	指定した年月日
東御記念セントラルクリニック通所リハビリテーション	長野県東御市県165-1	平成18年7月1日

(4) 短期入所生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
サンシャインあてら	長野県木曾郡大桑村大字野尻931-1	平成18年7月1日
ケアセンターふれあいの里	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪14432番地-1	"/"

(5) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
有限会社諏訪ひまわり企画	長野県諏訪郡下諏訪町214-2	平成18年7月1日

(6) 特定福祉用具販売

事業所の名称	所在地	指定した年月日
東陶信州販売株式会社	長野県松本市城西1-6-22	平成18年7月1日
介護のかふね松川店	長野県下伊那郡松川町元大島1547番地17	"/"

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
社会福祉法人みなみ信州指定居宅介護支援事業所かわの	長野県下伊那郡豊丘村大字河野1669-3	平成18年7月1日
桜ハウス玉川居宅介護支援事業所	長野県茅野市玉川3043番地1	"/"
びすけっと居宅介護支援事業所	長野県下伊那郡高森町下市田2235-6	"/"
居宅介護支援事業所あっといーず更埴	長野県千曲市稲荷山1993-3	"/"
ケアセンターふれあいの里	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪14432番地-1	"/"
ケアセンター・ライフケア	長野県長野市鶴賀居町115-5	"/"

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ケアサービス・りんどう	長野県長野市篠ノ井塩崎91-1	平成18年7月1日

(2) 介護予防通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
宅老所星のさと	長野県長野市篠ノ井会171	平成18年7月1日
ハートケアあわさ	長野県千曲市栗佐1412	"/"

宅老所ひろた	長野県長野市広田111	〃	〃
いけだデイサービスセンター小島館	長野県北安曇郡池田町大字池田2128番地3	〃	〃
ケアセンターふれあいの里	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪14432番地-1	〃	〃
(3) 介護予防通所リハビリテーション			
事業所の名称	所在地	指定した年月日	
東御記念セントラルクリニック通所リハビリテーション	長野県東御市県165-1	平成18年7月1日	
(4) 介護予防短期入所生活介護			
事業所の名称	所在地	指定した年月日	
ケアセンターふれあいの里	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪14432番地-1	平成18年7月1日	
(5) 介護予防特定福祉用具販売			
事業所の名称	所在地	指定した年月日	
東陶信州販売株式会社	長野県松本市城西1-6-22	平成18年7月1日	
介護のかふね松川店	長野県下伊那郡松川町元大島1547番地17	〃	

長寿福祉チーム

長野県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年7月18日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年7月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 361号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町日義534番の3地先から 木曾郡木曾町日義547番の37地先まで	旧	5.5~53.6 m	1.9090 km
同上	新	8.0~53.6	1.9090

道路チーム

長野県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年7月18日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年7月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 361号
- 2 供用を開始する区間
木曾郡木曾町日義534番の3地先から
木曾郡木曾町日義547番の37地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成18年7月10日

道路チーム

長野県公安委員会告示第6号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成18年7月10日

長野県公安委員会委員長 宮下 行一

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
株式会社駒ヶ根自動車学校	駒ヶ根市赤穂16398番地	中畑 邦彦	駒ヶ根自動車学校	駒ヶ根市赤穂16398番地	中畑 邦彦	伊藤 哲雄	平成18年5月30日

東北信運転免許センター

選告示第30号

平成18年 8月 6日執行予定の長野県知事選挙に係る公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりです。

平成18年 7月10日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

基準日 平成18年 7月19日(年齢については、平成18年 8月 6日)
登録日 平成18年 7月19日
縦覧期間 平成18年 7月20日

選挙管理委員会

選告示第31号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

平成18年 7月10日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

表中	室賀基幹集落センター	上田市大字上室賀1432の1	上田市選挙管理委員会
	上田市相染閣	〃 大字別所温泉1826	〃
	上田市勤労者福祉センター	〃 中央四丁目9番1号	〃
	上田市下堀コミュニティセンター	〃 大字国分1629番地	〃
	上田市まほろばの里交流会館	〃 大字殿城995番地1	〃
	上田市古戦場公園コミュニティセンター	〃 大字下之条600番地	〃
	上田市東塩田老人集会場	〃 大字古安曾1860番地	〃
	上田市別所温泉センター	〃 大字別所温泉1723番地1	〃
	上田市室賀生活改善センター	〃 大字下室賀1717番地1	〃
	上田市塩田構造改善センター	〃 大字富士山3349番地1	〃
	上田市多目的研修集会施設前山会館	〃 大字前山412番地2	〃
	上田市東部地区防災センター	〃 常田二丁目30番20号	〃
	上田市川辺・泉田地区防災センター	〃 大字福田30番地4	〃
	上田市南部地区防災センター	〃 天神二丁目1番24号	〃
	上田創造館	〃 大字上田原1640	〃
上田市農村環境改善センター	〃 大字芳田1261番地2	〃	
上田市下室賀コミュニティセンター	〃 大字下室賀1877番地1	〃	
上田市川西地区防災センター	〃 大字岡1262番地1	〃	
上田市城下地区防災センター	〃 大字御所288番地4	〃	

を

「	上田市室賀基幹集落センター	上田市上室賀1423番地1	上田市選挙管理委員会
	上田市相染閣	〃 別所温泉1826番地	〃
	上田市勤労者福祉センター	〃 中央四丁目9番1号	〃
	上田市下堀コミュニティセンター	〃 国分1629番地	〃
	上田市まほろばの里交流会館	〃 殿城995番地1	〃
	上田市古戦場公園コミュニティセンター	〃 下之条600番地	〃
	上田市東塩田老人集会場	〃 古安曾1860番地	〃
	上田市別所温泉センター	〃 別所温泉1723番地1	〃
	上田市室賀生活改善センター	〃 下室賀1717番地1	〃
	上田市塩田構造改善センター	〃 富士山3349番地1	〃
	上田市多目的研修集会施設前山会館	〃 前山412番地2	〃
	上田市東部地区防災センター	〃 常田二丁目30番20号	〃
	上田市川辺・泉田地区防災センター	〃 福田30番地4	〃
	上田市南部地区防災センター	〃 天神二丁目1番24号	〃
	上田創造館	〃 上田原1640番地	〃
上田市農村環境改善センター	〃 芳田1261番地2	〃	
上田市下室賀コミュニティセンター	〃 下室賀1877番地1	〃	
上田市川西地区防災センター	〃 岡1262番地1	〃	
上田市城下地区防災センター	〃 御所288番地4	〃	
鹿教湯公民館	〃 鹿教湯温泉1434番地2	〃	
上田市真田総合福祉センター	〃 真田町長7190番地	〃	

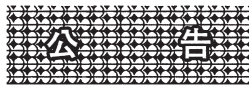
に、

「	立科町福祉センター	〃 立科町大字芦田2520番地	立科町選挙管理委員会
	鹿教湯公民館	小県郡丸子町大字西内1434-2	丸子町選挙管理委員会

を

「 | 立科町福祉センター | " | 立科町大字芦田2520番地 | 立科町選挙管理委員会 | 」に、
 「 | 真田町総合福祉センター(体育館) | " | 真田町大字長7190 | 真田町選挙管理委員会 | | を
 | 青木村文化会館 | " | 青木村大字田沢3525 | 青木村選挙管理委員会 | 」
 「 | 青木村文化会館 | " | 青木村大字田沢3525 | 青木村選挙管理委員会 | 」に改める。

選挙管理委員会



公告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10に規定する消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成18年7月10日

長野県知事 田中康夫

1 講習の日時及び場所

次の表のとおりとし、講習時間はそれぞれ午前9時15分から午後5時00分までとします。

開催日	場 所			
	消火設備	避難設備・消火器	警報設備	
平成18年	10月24日(火)	長野市サンパルテ山王	長野市サンパルテ山王	
	10月25日(水)	長野市サンパルテ山王	長野市サンパルテ山王	
	10月26日(木)	松本市松本勤労者福祉センター	松本市松本勤労者福祉センター	
	10月27日(金)	松本市松本勤労者福祉センター	松本市松本勤労者福祉センター	
	10月31日(火)			長野市サンパルテ山王
	11月1日(水)			長野市サンパルテ山王
	11月9日(木)			松本市松本勤労者福祉センター
	11月10日(金)			松本市松本勤労者福祉センター

(注) 各講習区分に応じて、受講票により通知するいずれかの開催日に受講してください。

なお、同一開催日に2講習区分を実施する場合は、法令関係は合同で実施し、工事関係は各講習区分ごとに分かれて実施するものとします。

2 講習対象者

講習は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる者について行います。

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

3 講習科目

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件(平成16年消防庁告示第25号)に定めるとおりとします。

4 受講申込み

- (1) 提出書類 消防設備士受講申請書、受講票
- (2) 受付期間 平成18年8月21日(月)から平成18年8月30日(水)まで(土、日を除く。郵送による場合は、簡易書留としてください。)
- (3) 受付時間 午前9時から午後4時まで
- (4) 提出先 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁 東庁舎3階 社団法人長野県消防設備協会 電話 026-234-3218

5 手数料

手数料(7,000円)は、「長野県収入証紙」により納付してください。(申請書に貼って、消印をしないでください。)

6 その他

- (1) 講習当日は、午前8時50分から9時5分までに「消防設備士免状」・「受講票」を持参し、会場受付に提出してください。
- (2) 申請書用紙の交付の請求及び講習についての問い合わせは、長野県危機管理局消防チーム、最寄りの地方事務所生活環境チーム、消防本部若しくは消防署又は社団法人長野県消防設備協会にしてください。
- (3) 申請書に記入していただいた内容は、消防設備士講習の実施のために使用し、長野県個人情報保護条例の規定にある場合を除き、他の目的には使用いたしません。

消防チーム